

# 綾瀬市出産・子育て応援ギフト支給事業実施要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 出産応援ギフトの支給（第4条～第9条）
- 第3章 子育て応援ギフトの支給（第10条～第15条）
- 第4章 事業開始日前の妊娠届出及び出産に対する遡及支給
  - 第1節 妊娠届出に対する遡及支給（第16条～第19条）
  - 第2節 出産に対する遡及支給（第20条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条～第29条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年子発1226第1号。以下「国要綱」という。）に基づき、妊娠及び出産をした妊婦、子育て世帯等に対し、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトを支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出産・子育て応援ギフト支給事業 国要綱別添2に基づき出産応援ギフト及び子育て応援ギフトを支給する事業をいう。
- (2) 出産応援ギフト 妊娠届出をした妊婦に対する経済的支援をいう。
- (3) 子育て応援ギフト 出生した児童を養育する者に対する経済的支援をいう。
- (4) 妊娠届出 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をいう。
- (5) 妊婦 妊娠中の女子をいう。
- (6) 伴走型相談支援事業 国要綱別添1に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施する事業をいう。

(事業開始日)

第3条 綾瀬市における出産・子育て応援ギフト支給事業の開始日は、令和5年1月1日とする。

## 第2章 出産応援ギフトの支給

(支給要件)

第4条 出産応援ギフトの支給の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 出産応援ギフトを申請する時点において綾瀬市の住民基本台帳に記録されている妊婦であること。
- (2) 前条に規定する事業開始日（以下単に「事業開始日」という。）以後に妊娠届出をした者であって、産科医療機関等において妊娠していることが確認されたものであること。
- (3) 伴走型相談支援事業における妊娠の届出時の面談等を受けたこと。
- (4) 申請に係る妊娠について、出産・子育て応援ギフト支給事業に基づく出産応援ギフトの支給を受けていないこと。
- (5) 伴走型相談支援事業の実施に必要と認められる場合に、綾瀬市、他の行政機関、医療機関、相談支援機関等（以下「関係機関等」という。）が保有する情報を相互に確認及び共有することに同意したこと。

(特別な事情がある場合の支給要件)

第5条 前条第1号から第3号までに掲げる要件の全部又は一部を欠く者であって、これらの要件を欠くことに特別の事情があるものについては、市長が特に必要と認める場合に限り、当該要件を満たしているものとみなして、同条の規定を適用することができる。

2 前項の「特別の事情」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 産科医療機関等において妊娠していることが確認された妊婦が流産又は死産した場合
- (2) 配偶者等からの暴力等を理由に避難をしている場合で、綾瀬市の住民基本台帳に記録することができないと市長が認める場合
- (3) 心身の状況、家庭環境その他の事情を勘案し、前条第1号から第3号までに掲げる要件を欠くことがやむを得ないと市長が認める場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、妊婦（妊婦であった者を含む。第16条において同じ。）の責めに帰さない事情がある場合であって市長が特に認める場合  
(出産応援ギフトの額等)

第6条 出産応援ギフトは現金により支給するものとし、その額は1回の妊娠につき50,000円とする。この場合において、多胎妊娠の場合は、1回の妊娠とする。  
(支給の申請)

第7条 出産応援ギフトの支給を受けようとする者（出産応援ギフトの支給の対象となる妊婦が死亡している場合は、その相続人）は、出産応援ギフト申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に際し、当該申請をした者の本人確認を行うものとする。

(申請の期限)

第8条 前条第1項の規定による申請の期限は、当該申請に係る妊娠についての出産をした日までとする。

2 災害その他のやむを得ない特別の事情により、前項の期限までに申請を行うことが困難であると市長が認める場合は、同項の期限を当該事情がやんだ日から3月の範囲内で市長が定める日とすることができる。

(支給の決定等)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定をしたときは、速やかに出産応援ギフトを支給するものとする。

### 第3章 子育て応援ギフトの支給

(支給要件)

第10条 子育て応援ギフトの支給の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 子育て応援ギフトを申請する時点において綾瀬市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 事業開始日以後に出生した児童（市町村の住民基本台帳に記録されている者に限り、出産・子育て応援ギフト支給事業に基づき既に支給された子育て応援ギフ

トの対象となった者を除く。以下この章において「対象児童」という。)を養育していること。

(3) 伴走型相談支援事業における出生後の面談等を受けたこと。

(4) 伴走型相談支援事業の実施に必要と認められる場合に、関係機関等が保有する情報を相互に確認及び共有することに同意したこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、子育て応援ギフトを支給しない。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人（前2号に掲げる者を除く。）

（特別な事情がある場合の支給要件）

第11条 前条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全部又は一部を欠く者であつて、これらの要件を欠くことに特別の事情があるものについては、市長が特に必要と認める場合に限り、当該要件を満たしているものとみなして、同項の規定を適用することができる。

2 前項の「特別の事情」とは、次に掲げる場合とする。

(1) 対象児童が死亡した場合

(2) 配偶者等からの暴力を理由に避難をしている場合で、綾瀬市の住民基本台帳に記録することができないと市長が認める場合

(3) 心身の状況、家庭環境その他の事情を勘案し、前条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を欠くことがやむを得ないと市長が認める場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象児童を養育する者の責めに帰さない事由がある場合であつて市長が特に認める場合

（子育て応援ギフトの額等）

第12条 子育て応援ギフトは、商品券により支給するものとし、その額は、対象児童1人につき50,000円とする。

（支給の申請）

第13条 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者は、子育て応援ギフト申請書

(第2号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に際し、当該申請をした者の本人確認を行うものとする。

(申請の期限)

第14条 前条第1項の規定による申請の期限は、当該申請に係る対象児童が出生した日から5月を経過した日とする。

2 災害その他のやむを得ない特別の事情により、前項の期限までに申請を行うことが困難であると市長が認める場合は、同項の期限を当該事情がやんだ日から3月の範囲内で市長が定める日とすることができる。ただし、対象児童が3歳に達する日を超えることができない。

(支給の決定等)

第15条 市長は、第13条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定をしたときは、速やかに子育て応援ギフトを支給するものとする。

#### 第4章 事業開始日前の妊娠届出及び出産に対する遡及支給

##### 第1節 妊娠届出に対する遡及支給

(支給要件)

第16条 第2章に定めるもののほか、この節の定めるところにより、次に掲げる要件のいずれにも該当する妊婦に対し、出産応援ギフトを支給する。

(1) 出産応援ギフトを申請する時点において綾瀬市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 事業開始日の前日までに妊娠届出をした者であって、事業開始日において妊娠していたことが確認できるものであること。

(3) 申請に係る妊娠について、出産・子育て応援ギフト支給事業に基づく出産応援ギフトの支給を受けていないこと。

(4) 伴走型相談支援事業の実施に必要と認められる場合に、関係機関等が保有する情報を相互に確認及び共有することに同意したこと。

(準用)

第17条 第5条から第7条まで及び第9条の規定は、この節の規定による出産応援ギフトの支給について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	前条第1号から第3号まで	第16条第1号及び第2号
第5条第2項第1号	産科医療機関等において妊娠していること	令和4年4月1日から事業開始日の前日までの期間において妊娠し、又は妊娠していたこと
第5条第2項第3号	前条第1号から第3号まで	第16条第1号及び第2号

(申請の添付書類)

第18条 この節の規定により出産応援ギフトの支給を受けようとする者は、出産応援ギフトを申請する際に、市長が指定するアンケートに必要事項を記入して出産応援ギフト申請書に添付するものとする。

(申請の期限)

第19条 この節の規定による出産応援ギフトの申請の期限は、令和5年6月30日とする。

2 災害その他のやむを得ない特別の事情により、前項の期限までに申請を行うことが困難であると市長が認める場合は、同項の期限を当該事情がやんだ日から3月の範囲内で市長が定める日とすることができる。ただし、令和6年2月29日を超えることができない。

## 第2節 出産に対する遡及支給

(出産応援ギフトの支給)

第20条 第2章及び前節に定めるもののほか、令和4年4月1日から事業開始日の前日までの期間に出産した妊婦に対し、出産応援ギフトを支給する。

2 前項の規定により出産応援ギフトを支給する場合の支給要件、申請その他必要な事項は、前節の規定を準用する。この場合において、第16条中「事業開始日において」とあるのは「令和4年4月1日から事業開始日の前日までにおいて」と、第17条中「第5条から第7条まで」とあるのは「第5条、第7条」と読み替えるも

のとする。

- 3 この節の規定による出産応援ギフトは商品券により支給するものとし、その額は1回の妊娠につき50,000円とする。この場合において、多胎妊娠の場合は、1回の妊娠とする。

(子育て応援ギフトの支給)

第21条 前章に定めるもののほか、この節の定めるところにより、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に対し、子育て応援ギフトを支給する。

- (1) 子育て応援ギフトを申請する時点において綾瀬市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 令和4年4月1日から事業開始日の前日までの期間に出生した児童（市町村の住民基本台帳に登録されている者に限り、出産・子育て応援ギフト支給事業に基づき既に支給された子育て応援ギフトの支給を受けた者を除く。以下この節において「対象児童」という。）を養育していること。
- (3) 伴走型相談支援事業の実施に必要と認められる場合に、関係機関等が保有する情報を相互に確認及び共有することに同意したこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項各号に掲げる者に対しては、子育て応援ギフトを支給しない。

(準用)

第22条 第11条から第13条まで及び第15条の規定は、この節の規定による子育て応援ギフトの支給について準用する。この場合において、第11条中「前条第1項第1号から第3号まで」とあるのは、「第21条第1号及び第2号」と読み替えるものとする。

(申請の添付書類)

第23条 この節の規定により子育て応援ギフトの支給を受けようとする者は、子育て応援ギフトを申請する際に、市長が指定するアンケートに必要事項を記入して子育て応援ギフト申請書に添付するものとする。

(申請期限)

第24条 この節の規定による子育て応援ギフトの申請の期限は、令和5年6月30日とする。

- 2 災害その他のやむを得ない特別の事情により、前項の期限までに申請を行うこと

が困難であると市長が認める場合は、同項の期限を当該事情がやんだ日から3月の範囲内で市長が定める日とすることができる。ただし、令和6年2月29日を超えることができない。

(出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの一括申請)

第25条 この節の規定により出産応援ギフト及び子育て応援ギフトを申請する場合において、当該申請が同一の者により行われるものであるときは、出産応援ギフト申請書及び子育て応援ギフト申請書の提出に代えて、出産応援ギフト・子育て応援ギフト申請書(第3号様式)を市長に提出することにより、一括して申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、この節に定める出産応援ギフト及び子育て応援ギフトのそれぞれの支給要件に基づきその内容を審査して支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

## 第5章 雑則

(申請書の補正等が行われなかった場合の取扱い)

第26条 出産応援ギフト申請書及び子育て応援ギフト申請書並びに添付書類の不備その他の申請を行った者の責めに帰すべき事由により支給の決定をすることができず、又は振込不能等で支給することができない場合において、市長がその確認等に努めても、なお相当の期間においてその補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(決定の取消し)

第27条 市長は、偽りその他不正の手段により出産応援ギフト又は子育て応援ギフトの支給の決定を受けたと認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に出産応援ギフト及び子育て応援ギフトが支給されているときは、市長は、当該支給を受けた者に対して、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(譲渡等の禁止)

第28条 出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給の対象となる者は、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトに係る権利を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

出産応援ギフト申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 氏 名  
現 住 所  
連 絡 先

出産応援ギフトの支給を受けたいので、次のとおり申請します。

妊婦の氏名			生年月日	年 月 日		
妊娠届出日	年 月 日		検査（診察）実施日	年 月 日		
診断医療機関名						
妊婦の 住民登録地	（申請者の現住所と異なる場合のみ記入）					
申請額	50,000円					
振込口座  （申請者名義の口座を 記入してください。）	口座名義人（フリガナ）		（ ）			
	金融機関名	銀行 金庫 農協 その他（ ） 本店 支店(所) 出張所				
	金融機関コード			支店コード		
	預金種類	普通 ・ 当座		口座番号		

【添付書類】

- ・振込口座が確認できる通帳の写し等（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かる部分）

同意事項
<p>(1) 受給資格の確認のため、綾瀬市が公簿等により確認を行うことに同意します。また、公簿等で受給資格を確認できない場合は、必要な関係書類を提出します。</p> <p>(2) 支給要件に該当していないことが判明した場合には、出産応援ギフトを返還します。</p> <p>(3) この申請に係る妊娠について、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）で出産・子育て応援交付金による出産応援ギフトの支給を受けていません。また、必要に応じて綾瀬市が他の市町村に確認を行うことに同意します。</p> <p>(4) 伴走型相談支援事業の実施に必要と認められる場合に、綾瀬市、他の市町村の行政機関、医療機関、相談支援機関等が保有している情報（妊娠状況や妊婦健康診査の受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、相互に確認・共有することについて同意します。</p>
署名 _____
署名日 年 月 日

（出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）

提出先：

子育て応援ギフト申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 氏 名

現 住 所

生年月日 年 月 日

連 絡 先

子育て応援ギフトの支給を受けたいので、次のとおり申請します。

対象児童の氏名	
出 生 日	年 月 日
現 住 所	(申請者と異なる場合のみ記入)
申 請 額 ※商品券により支給	50,000円

<p>同意事項</p> <p>(1) 受給資格の確認のため、綾瀬市が公簿等により確認を行うことに同意します。また、公簿等で受給資格を確認できない場合は、必要な関係書類を提出します。</p> <p>(2) 支給要件に該当していないことが判明した場合には、子育て応援ギフトを返還します。</p> <p>(3) この申請に係る対象児童について、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）で出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。また、必要に応じて綾瀬市が他の市町村に確認を行うことに同意します。</p> <p>(4) 伴走型相談支援事業の実施に必要と認められる場合に、綾瀬市、他の市町村の行政機関、医療機関、相談支援機関等が保有している情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業の利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、相互に確認・共有することについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">署名</p> <hr/> <p style="text-align: right;">署名日 年 月 日</p>
---

(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)

出産応援ギフト・子育て応援ギフト申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 氏 名

現 住 所

連 絡 先

出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給を受けたいので、次のとおり申請します。

出産した者の氏名		生年月日	年 月 日
対象児童の氏名			
出 生 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
対 象 児 童 の 現 住 所 <small>（申請者と異なる場合のみ記入）</small>			
申 請 額	出産応援ギフト 50,000円 ※商品券により支給 子育て応援ギフト 円（対象児童1人につき50,000円）		

※多胎妊娠をしていた場合は、出産した児童全員について記入してください。

<p><b>同意事項</b></p> <p>(1) 受給資格の確認のため、綾瀬市が公簿等により確認を行うことに同意します。また、公簿等で受給資格を確認できない場合は、必要な関係書類を提出します。</p> <p>(2) 支給要件に該当していないことが判明した場合には、出産応援ギフト及び子育て応援ギフトを返還します。</p> <p>(3) この申請に係る出産について、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）で出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給を受けていません。また、必要に応じて綾瀬市が他の市町村に確認を行うことに同意します。</p> <p>(4) 伴走型相談支援事業の実施に必要と認められる場合に、綾瀬市、他の市町村の行政機関、医療機関、相談支援機関等が保有している情報（産婦健康診査の受診状況、産後ケア事業の利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、相互に確認・共有することについて同意します。</p> <p style="text-align: right;">署名</p> <hr/> <p style="text-align: right;">署名日 年 月 日</p>
---

（出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）